

湖南広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

湖南広域行政組合火災予防条例（平成10年湖南広域行政組合条例第45号）の一部を次のように改正する。

第49条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第49条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令またはこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物および違反の内容ならびに公表の手續は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。